

## (資料6)

### 関連資料

- 児童相談所と関係機関との連携について
- 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項
- 一時保護の状況について
- 精神病院への一時保護委託について
- 児童相談所における「里親」への支援について
- 里親支援事業の概要

## **児童相談所と関係機関との連携について**

- (1) 医療機関
- (2) 弁護士・弁護士会
- (3) 保健所、市町村保健センター
- (4) 児童家庭支援センター
- (5) 里親、児童福祉施設
- (6) 学校・教育委員会
- (7) 警察
- (8) 児童委員、主任児童委員
- (9) 民間NPO団体
- (10) その他

※「児童相談所運営指針（平成17年2月14日改定）」より抜粋

児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
①市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互の協力、通報等</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・保育の実施を要する子どもの通知</li> <li>・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等</li> <li>・児童福祉に関する企画・広報等</li> </ul>
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等</li> </ul>
③保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断</li> <li>・保健、栄養上の指導の依頼</li> <li>・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報</li> </ul>
④児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置</li> <li>・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力</li> </ul>
⑤児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導措置</li> <li>・児童家庭支援センターから要保護児童の通告</li> </ul>
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等)</li> <li>・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等</li> </ul>
⑦児童福祉施設等、里親	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告</li> <li>・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項</li> <li>・退所した子どもの指導に関する事項</li> <li>・母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項</li> </ul>
⑧保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の実施に関する事項</li> </ul>
⑨家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から送致、家事審判の申立て</li> <li>・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼</li> </ul>
⑩学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会</li> </ul>
⑪警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告</li> <li>・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等</li> </ul>
⑫医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等</li> </ul>
⑬婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性非行を伴う女子の子ども等</li> </ul>
⑭配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待に係る通告</li> <li>・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護</li> </ul>
⑮民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)</li> </ul>
⑯その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の就職等</li> <li>・精神薄弱児(者)の判定等</li> <li>・思春期精神保健に関すること等</li> <li>・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等</li> </ul>
・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携	

一時保護の状況について

	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	処理件数	延日数	1件あたりの在所日数	処理件数	延日数	1件あたりの在所日数	処理件数	延日数	1件あたりの在所日数
一時保護	22,706	—		22,403	—		23,983	—	
児童虐待	7,652	—		8,369	—		7,857	—	
その他	15,054	—		14,034	—		16,126	—	
一時保護所	17,695	327,512	18.51	16,838	348,925	20.72	18,111	368,842	20.37
児童虐待	6,113	—		6,602	—		5,127	—	
その他	11,582	—		10,236	—		12,984	—	
一時保護委託	5,011	—		5,565	—		5,872	—	
児童虐待	1,539	—		1,767	—		2,730	—	
その他	3,472	—		3,798	—		3,142	—	

(各年度「福祉行政報告例」より)

## 精神病院への一時保護委託について

精神保健福祉  
法に基づく  
精神病院への  
「入院」

### ①任意入院（第22条の3）

本人の同意に基づくよう努めなければならない。

### ②措置入院（第29条・第29条の2）

自傷他害のおそれある場合の都道府県知事による措置。

費用は公費負担。第29条の2の入院は72時間以内。

### ③医療保護入院（第33条）

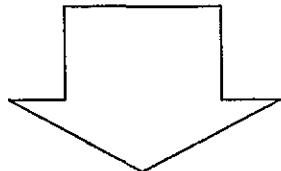
保護者の同意が要件。本人同意不要。

### ④応急入院（第33条の4）

急速を要する場合。72時間以内。本人同意不要。

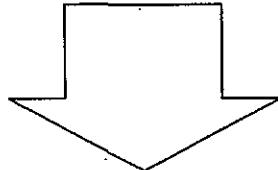
医療法に定める  
精神病床

- 病院の病床のうち、精神疾患を有するものを入院させるためのもの



児童福祉法に基づく  
「一時保護」

- 「適当な者」に一時保護の委託が可能（第33条）



- 精神病院に、精神保健福祉法に基づかない入院を禁止する規定等は存在しない。
- 一時保護の対象である児童が、精神的なケアが必要である限り、精神保健福祉法の各規定とは関係なく、精神病院、病院の精神病床に対し、児童福祉法に基づく一時保護委託が可能。

# 児童相談所における「里親」への支援について

(改正児童相談所運営指針(抜粋))

## 1. 里親制度の意義

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための暖かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。

特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。

## 2. 里親の種類

里親の種類は、養育里親、親族里親、短期里親及び専門里親とする。

- (1) 養育里親は、保護者のない子ども又は保護者の監護させることが不適当であると認められる子どもを養育する里親
- (2) 親族里親は、要保護児童の三親等内の親族であり、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となった子どもを養育する里親
- (3) 短期里親は、1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親
- (4) 専門里親は、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親

## 3. 里親の認定、登録

- (1) 里親の申込みがあった場合、児童相談所長は直ちに児童福祉司等をその家庭に派遣し又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の方法により調査を行い、その適否について援助方針会議において十分検討し、関係書類を添付して都道府県知事等に送付する。
- (2) 児童相談所長（都道府県知事等から権限を委任されている場合）は、養育里親、短期里親、専門里親から登録申請があったときは里親名簿に登録しなければならない。  
なお、養育里親、短期里親の登録の有効期間は5年であり、専門里親の登録の有効期間は2年であるが、登録の更新も可能である。

#### 4. 里親による職業指導

- (1) 平成16年児童福祉法改正法により保護受託者が廃止された際に、併せて、「里親の認定等に関する省令」に定める一定の要件を満たす里親は受託児童に対し職業指導も行うことができることとなった。
- (2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならず、職業指導の名を借りた子どもの労働力搾取がなされるようなことがあってはならない。したがって、児童相談所としては、職業指導を行う里親の認定や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、こまめに職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。

#### 5. 子どもの委託

- (1) 里親に子どもを委託する場合においては、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ子どもの最善の利益を確保する観点から、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連續性の確保に配慮したその子どもに最も適合する里親の選定に努める。また、委託する里親との事前の連携を十分図り、子どもの安定化が順調に行われるよう十分配慮する。
- (2) 里親に子どもを委託する場合において、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は2号ただし書きの規定により採るものを除き、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第9条の8）が、その手続き等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。
- (3) 里親に子どもを委託する際は、子どもや保護者に十分説明を行うとともに、委託しようとする里親の氏名、居住地及び委託中の費用に関する事項について告知する。
- (4) 虚弱な子ども、身体障害の子ども、知的障害の子ども等の場合には、知識、経験を有する等それらの子どもを適切に養育できると認められる里親を選定する。
- (5) 里親に委託されている子どもの保護がより適切に行われると認められる場合には、子どもに通所施設の指導訓練を受けさせることができる。
- (6) 養育里親、短期里親又は専門里親の家庭において同時に養育される子どもの総数は、委託された子どもと実子の数を合計して6人を超えることができないこと。また、専門里親が同時に養育する委託された子どもの人数は2人を超えることができないこと。
- (7) 子どもを里親に委託した場合においては、里親に対し、措置決定通知書及び自立支援計画に加え、委託の理由や経緯、子どもや保護者の態様や必要とする援助の内容等、里親がその子どもの養育を適切に行うために必要な資料を送付する。

(8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。

## 6. 里親の支援

(1) 支援担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう子どもの養育について必要な支援を行うこと。特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援すること。

(2) 児童相談所長は、里親への支援に関して、支援担当者に必要な助言を行うこと。

(3) 支援担当者は、訪問等により里親に対し支援した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事等に報告すること。

(4) 支援担当者は、子どもの養育に関して必要な支援を行ったにもかかわらず、里親がこの支援に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。

(5) 児童相談所長は、連絡先の教示など子どもが児童相談所に相談しやすい体制の整備に努めること。

(6) 支援担当者は定期的に子どもの保護者と連絡をとるなど、子どもの家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

(7) 平成16年児童福祉法改正法により、里親についても、児童福祉施設の長と同様に、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採れることが明確化されたが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、里親は、委託されている子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、里親から虐待を受けた子どもは、児童虐待防止法第6条の通告の対象となるものである。

委託されている子どもやその保護者から、懲戒に関する権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや児童虐待防止法に基づく通告を受けたときには、客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、養育上の問題について里親に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて里親に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等が行った指導又は助言について、「里親が行う養育に関する最低基準」第13条第2項により、里親は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

# 里親が行う養育に関する最低基準 (抜粋)

[ 平成十四年九月五日  
厚生労働省令第百十六号 ]

(養育する委託児童の年齢)

第十六条 里親が養育する委託児童は、十八歳未満の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、法第三十一条第二項の規定に基づき当該委託児童が満二十歳に達するまでの間、養育を継続することができる。

# 里親支援事業の概要

## 1. 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）（平成14年度～）

### （1）事業の概要

委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行う。

#### ① 援助の対象者

現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアが必要になった里親。

#### ② 実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県・指定都市があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は里親。

### （2）事業の内容及び実施方法

- ① 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行う。
- ② レスパイト・ケアは、年7日以内とする。
- ③ 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。
- ④ 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。
- ⑤ 費用については、1日 5,500円。（里親の個人負担はなし）

## 2. 里親支援事業

### （1）里親研修事業

#### ① 基礎研修（昭和63年度～）

基礎研修とは、里親制度及び児童の養育について基礎的な知識や技術の修得を図ることを目的とする。

#### ② 応用研修（平成14年度～）

専門里親になる要件を満たしている者に対して、専門的な研修を実施することにより、よりその専門性を高め、中・軽度の被虐待児童の委託を図ることを目的とする。（専門里親への委託は原則2年）。

### （2）里親養育相談事業（平成14年度～）

現に児童を委託されている里親やレスパイト・ケアのために児童の養育を行っている里親に対して児童相談所等に里親対応職員（非常勤）を配置し、委託児童の養育や里親自身に関する相談を実施する。

### （3）里親養育援助事業（平成16年度～）

里親の養育負担を軽減するため、児童相談所において研修の上登録された者を、里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を行う。

### （4）里親養育相互援助事業（平成16年度～）

里親が児童相談所等に集い、児童福祉司のOB等の援助のもとに子どもの養育についての話し合いの場を通じて里親自身の養育技術の向上等を図る。